

換金性の高い物品の管理方法について

(平成 27 年 3 月 28 日制定)

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（文部科学大臣決定、令和 3 年 2 月 1 日改正）に基づき以下を定める。

1. (目的)

公的研究費で購入した 10 万円（税込み）未満の換金性の高い物品を適切に管理し、組織の健全性を確保する。

2. (管理対象の物品)

1) コンピュータ関連機器・・・パソコン、タブレット型コンピュータ、スマートフォン、プリンター、スキャナー、ディスプレイ、プロジェクター、HDD（ハードディスク）、SSD、スマートウォッチ

2) カメラ関連・・・デジタルカメラ、ビデオカメラ

3) テレビ関連・・・テレビ、録画再生機器

4) その他・・・ドローン

固定資産管理規程で管理対象となっている 10 万円（税込み）以上かつ耐用年数 1 年以上の固定資産についてはこの取り扱いの対象としない。

3. (管理の方法)

1) 10 万円（税込み）未満の換金性の高い管理対象物品の検収時に管理ラベルを 2 枚交付する。

2) 1 枚は物品に貼付しもう 1 枚は領収書もしくは請求書に貼付し支払処理に使用する。

3) 定期的に管財課が実施する物品棚卸し時、または内部監査時に物品の実在性を確認する。この際、転売リスクを考慮し換金性の高い直近 2 年間で購入したパソコンやデジタルカメラ等を重点的な確認対象とする。

4. (管理担当者)

物品を購入した教員

5. (管理担当部署)

財務部管財課

6. (管理対象物品管理が適切に行われていない場合の措置)

実在性の確認時に現物確認ができない場合には管理担当者に説明を求め、不適切な管理

が判明した場合には内部監査室に報告するとともに不正使用防止計画推進部署に連絡する。その内容により不正使用防止計画推進部署は不正使用防止計画の見直しを検討する。

附則

令和 3（2021）年 9 月 1 日に改正する。

附則

令和 6（2024）年 8 月 1 日に改正する。（2.（管理対象の物品）の更新）

以上